

子 育 て 支 援
貸 貸 戸 建 て 住 宅
募 集 要 項

申込期間 令和7年9月16日（火）～

令和7年10月31日（金）※必着

●入居申込書提出先

郵送：〒979-1308 大熊町大字下野上字清水 307-1

一般社団法人おおくままちづくり公社 不動産担当 宛

※持参される場合は、上記窓口でお預かりいたします。

目 次

- 1 募集住宅
- 2 住宅位置図・外観写真 等
- 3 住宅間取り
- 4 入居要件チェックリスト
- 5 入居期間
- 6 入居者の保管義務・用法遵守義務等
- 7 申込み手順
- 8 入居までの確認事項
 - ①申し込みから入居までの日程
 - ②入居決定までの流れ
 - ③抽選について
 - ④ペットの飼育について
- 9 家賃
- 10 Q&A

「子育て支援賃貸戸建て住宅」は、大熊町へ帰還・移住を予定される(た)方のうち、15歳までの子*と同居する子育て世帯を対象にご案内するものです。

町内・町外出身者のどちらも申し込みすることができます。

※15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者

1 募集住宅(平成19年7月建築)

大熊町熊字新町69 土地:420.64㎡(127.24坪)

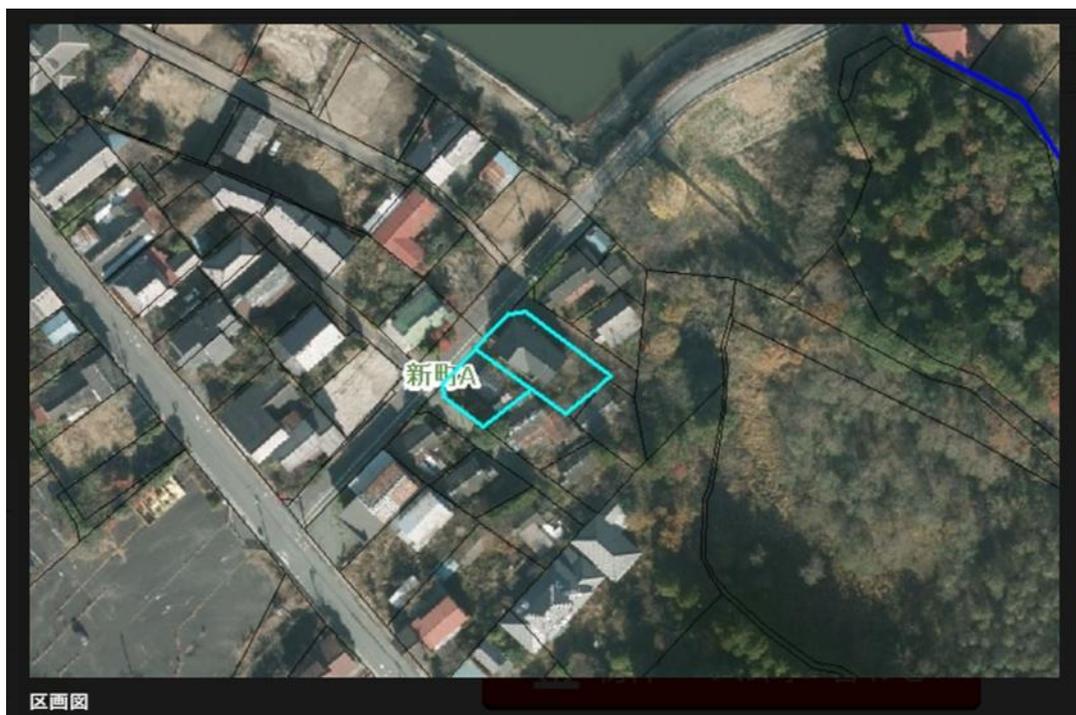
建物:151.53㎡(1階 81.15㎡ 2階 70.38㎡)

名称	住戸形態	間取り	戸数	入居可能予定時期	その他
子育て支援賃貸戸建て住宅	2階戸建て	4LDK	1戸	令和7年12月	ペット可(要審査)

賃料 10.0万円(駐車場料金2台分含む)。

定期建物賃貸借契約(契約期間2年:再契約可)

2 住宅位置図・外観写真等



○外観



○LDK (22.9 帖)



○寝室 (11 帖)



※ 寝具はついておりません。

3 住宅間取り ※図面は、あくまで建築計画時点での参考であり、部屋・設備の配置や大きさが異なっている場合があります。また、家具・寝具・家電はついておりません。

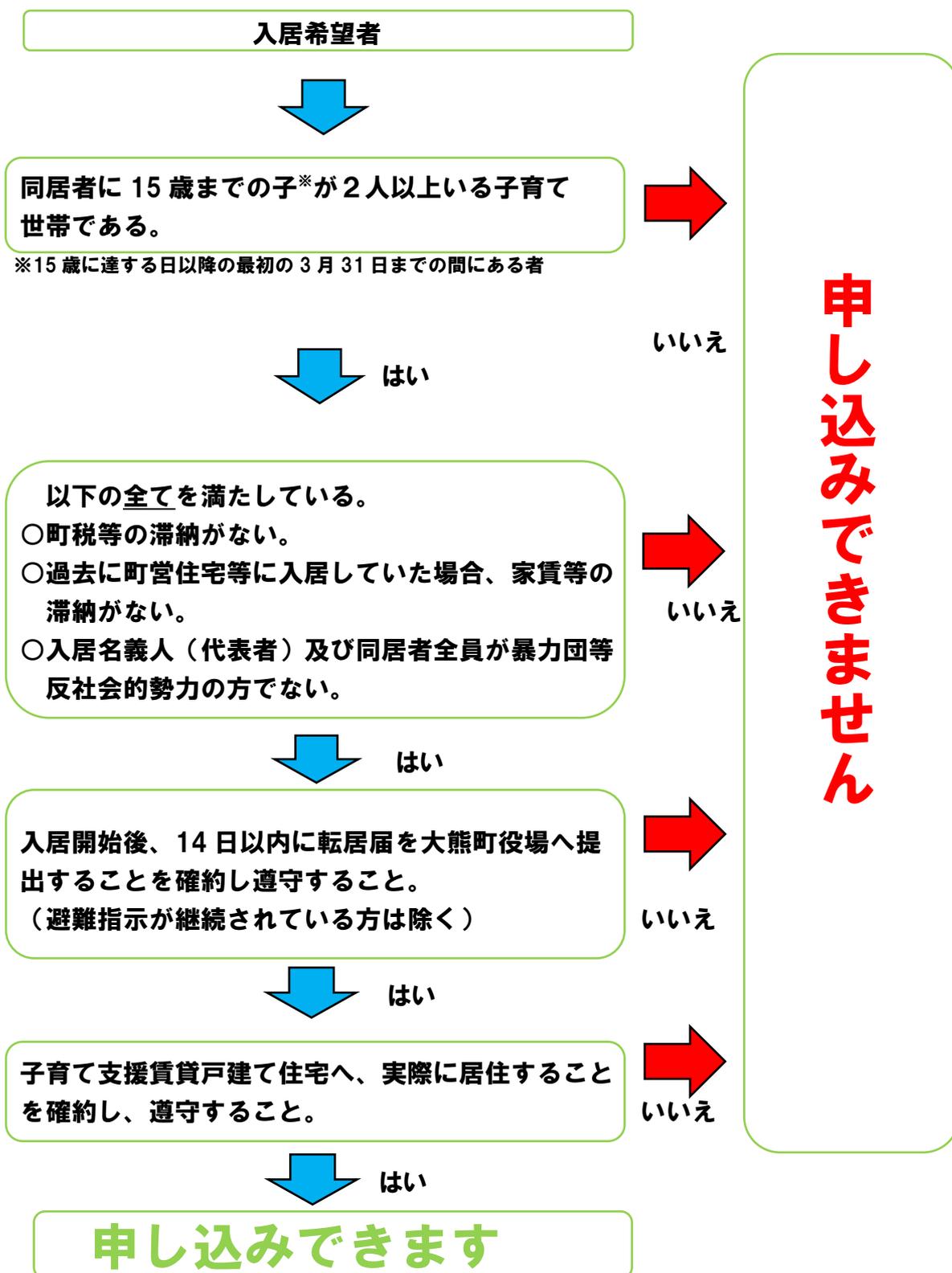
○1階



○2階



4 入居要件チェックリスト



- 【注意】**・入居決定した後、入居要件を満たしていないことが判明した場合は入居できません。
- ・入居決定した後、連帯保証人1名が必要になります。
 - ・所定日までに賃貸借契約を締結することが必要となります。また、契約締結時に必ず火災保険へ加入していただきます。
 - ・エアコン、エコキュート、IHクッキングヒーター、蓄熱暖房機、照明器具等は設置されている物を利用できます（エアコン〈子供部屋A・子供部屋B〉の取替やエアコンの増設・蓄熱暖房機・照明器具の交換は入居者の負担となります。造作買取請求はできかねます）。
 - ・家具、寝具、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の家電等は入居者の負担となります。

5 入居期間

子育て世帯[※]である期間。ただし、子育て世帯でなくなった場合は、その事由が発生した日を起算日として6月以内の期間。

※子育て世帯

同居者に15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯。

6 入居者の保管義務・用法遵守義務等

入居後、次の保管義務・用法遵守義務等が生じますので、あらかじめご承知おきください。なお、保管義務・用法遵守義務等については「大熊町子育て支援住宅条例」第10条から第13条まで、第17条から第20条まで、第24条から第29条まで、第34条の規定について準用します。また第11条第2項から第5項並びに第12条から第13条まで、第17条から第20条まで、第26条、第28条から第29条、第34条「町長」とあるのは「おおくままちづくり公社代表理事」と、第20条の「3月分」を「1月分」と読み替えるものとします。

- ・ 条例第10条 入居期間内に住宅を明け渡さなければならない。
- ・ 条例第11条 入居に関する必要書類の提出をしなければならない。
- ・ 条例第12条 入居申請と違う人を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。
- ・ 条例第18条 家賃や共益費は期日までに納付しなければならない。
- ・ 条例第20条 子育て住宅への入居を許可された者は、入居時における家賃の3月分に相当する額の敷金を納めなければならない。
- ・ 条例第24条 住宅や共同施設の使用に注意し、正常な状態に維持しなければならない。
住宅や共同施設がき損等したときで入居者に責任がある場合は、自己負担で原状回復しなければならない。
- ・ 条例第25条 周辺の環境を乱したり、他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- ・ 条例第26条 15日以上住宅を使用しないときは、不在届を提出しなければならない。
- ・ 条例第27条 住宅や入居の権利を他人に貸したり、譲渡してはならない。
- ・ 条例第28条 住宅を住宅以外の用途に使用したいときは、町長の承認を得なければならない。
- ・ 条例第29条 原状回復や撤去が容易である場合で、住宅を改造・模様替・増築したいときは、町長の承認を得なければならない。ただし、自己負担で原状回復や撤去を行うことを条件とする。
住宅を改造・模様替・増築したときは、自己負担で原状回復や撤去を行わなければならない。
- ・ 条例第34条 住宅の明渡し請求*があったときは速やかに明け渡さなければならない。
- ・ その他、賃貸借契約内容・規則等を遵守する。

※住宅の明渡し請求

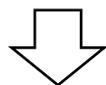
条例第 34 条 町長は、入居者が次の各号の一に該当する場合において、当該入居者に対し、当該子育て住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 当該子育て住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで 15 日以上子育て住宅を使用しないとき。
- (5) 第 12 条から第 13 条まで、第 24 条から第 29 条までの規定に違反したとき。
- (6) 第 10 条の入居期間が満了したとき。
- (7) その者又は同居している親族が暴力団等反社会的勢力の方であることが判明したとき。

7 申込み手順

①入居申込書を取得してください

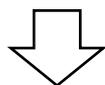
※申込書はホームページからダウンロードするか、おおくままちづくり公社窓口で取得してください。



②「4 入居要件チェックリスト」をご確認のうえ、入居申込書に必要な事項を記入し、下記添付書類とともに申し込みください。

【提出書類】

- 1) 入居申込書
- 2) 住民票謄本
- 3) 収入証明書(源泉徴収票・給与明細書・確定申告書・所得証明書等)
- 4) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書



③申込先 〒979-1308

福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水307-1

一般社団法人おおくままちづくり公社 不動産担当 宛

※持参される場合は、上記窓口でお預かりいたします。

申込期限 令和7年10月31日(金)まで ※必着

受付時間 午前9時00分~午後17時45分(日、祝日を除く)

【注意】次のような場合、申し込みが無効となります。

- ・申込期間外に申し込みをした場合
- ・入居申し込み際に、虚偽の申告をした場合

【申し込みの辞退について】

- ・事情により申し込みを辞退される場合は、『申込辞退届』(任意様式)を速やかにおおくままちづくり公社に提出(郵送または持参)してください。

8 入居までの確認事項

① 申込みから入居までの日程

入居可能日は12/1を予定しています。

ただし、11月には鍵を引き渡しし、入居準備可能とする予定です。

次のとおり予定していますが、建築・修繕等の進捗状況により入居可能日が遅れる場合があります。

10/31	11月			12/1	
入居申込期限	入居資格の確認 対象者へ受付通知書送付	審査	入居者決定	契約手続き 入居に関する書類提出等	入居可能日

② 入居決定までの流れ

○受付通知書送付

- ・申込受付後に申請者へ受付通知書を送付します。



○審査結果通知

- ・提出書類を精査し、書類審査にて入居者を決定します。該当者の方には入居決定通知書を送付し、契約手続き等のご案内をします。

※補欠となられた方には、審査結果通知時に補欠番号を通知します。
辞退者が出た場合等は補欠番号順にご案内いたします。



○賃貸借契約の締結

- ・ **所定日までに賃貸借契約を締結することが必要となります。**
また、契約締結時に必ず火災保険へ加入していただきます。
- ※所定日までに賃貸借契約が締結できない場合には、入居する権利を喪失します。

③ 書類審査について

(1) 入居者の決定について

- ・ 入居資格や家族構成(同居者の中の15歳までのお子さまの人数)、提出書類に記載された個別のご事情、入居された後の大熊町へ復興等に向けた取り組み等を踏まえた自己PR等により、総合的に決定します。

(2) 書類審査時で入居者を決定する際の審査基準

- ・ 入居される人数
- ・ 同居される15歳までの方の人数と年齢
- ・ 収入証明書(源泉徴収票・給与明細書・確定申告書・所得証明書等)
- ・ 現在の居住状況や、入居後に大熊町移住定住支援センター主催の「移住者交流会」等を含めた各種イベントへの出席や大熊町へ復興等に向けた取り組み等を踏まえた自己PRに記載の内容等。

ペットの飼育について

(1) 飼育できるペット等

犬、猫、小動物(ウサギ、ハムスター等をいう)、鑑賞用の小鳥、魚等

(2) 飼育の条件

- ①飼育予定の場合は、事前に種類や数について届出する。
- ②室内外で飼育可能とするが、鳴き声等の騒音やふん便、尿等の悪臭、毛や羽の飛散等により近隣住民等への迷惑をかけない動物とし、また、そのペットの大きさや飼育数についても近隣住民等へ迷惑をかけないこと。
- ③法令上の管理(狂犬病予防法など)がなされていない動物、特定動物などの飼育が禁止されている動物、人に危害を加える恐れのある動物は飼育しないこと。
- ④ペットの散歩時等外出の場合は常にリードを装着するかケージに入れ、ふん便を必ず持ち帰り衛生的に後始末をすること。

- ⑤常に清潔に保つとともに、疾病の予防、悪臭および衛生害虫の発生およびペットの健康管理を行うこと。
- ⑥生業を目的としたペットを飼育しないこと。
- ⑦ペットに起因する汚染、破損、傷害等が発生した場合には、その責任を負うとともに、誠意を持って解決すること。
- ⑧ペットで住宅を汚したり、き損等をさせた場合は退去までに自己負担で修繕をすること。
- ⑨首輪、鑑札、名札をつけるなど、飼い主が特定できるようにすること。
- ⑩ペットが死亡した場合は、敷地内や近隣等に埋葬するのではなく、法令等を遵守した上で適切に処理すること。
- ⑪放棄、遺棄せずに最後まで責任をもって飼育すること。

○動物に関する関係法令を遵守してください。ルールが守られない場合は、住宅の明渡しを求める場合があります。

※ルール等飼育に関する条件を守れない場合は、入居決定の取り消しや迷惑行為として対応する場合があります。

⑤その他

(1) 駐車場

- ・ 駐車場は乗用車2台分を用意しています。
- ・ 駐車場料金は賃料に含まれております。

(2) 家賃以外の必要な経費

- ・ 入居時に必要な費用 敷金(家賃の1か月分)※管理費・礼金は不要です。
- ・ 火災保険料

(3) 住宅の模様替え

- ・ 住宅及び敷地内で模様替え(改造)を行う場合は、造作買取請求権を放棄していただくと共に事前に申請と許可が必要です。

例) エアコンの増設、居室のコンセント変更、インターネット工事等
敷地内に小屋、倉庫(物置)、菜園等の設置

- ・ 模様替え(改造)を行った場合は退去時までに原状回復が必要です。

9 家賃

家賃	10.0万円(月額)
	駐車場・管理費込

10 Q&A

Q 1 1人のみの入居は可能ですか？

A 1 P 6に記載の入居要件で、同居者に2人以上の15歳までの子育て世帯であることが条件なので申し込みできません。

Q 2 グループ入居はできますか？

A 2 グループ申し込みはできません。

Q 3 現在、福島県復興公営住宅や町営住宅等に入居しているが、申し込みはできますか？

A 3 P 6に記載の入居要件を満たしていれば、申し込みは可能ですが、入居決定後に公営住宅の退去手続が必要になります。

Q 4 現在、町外に持ち家（借家）がありますが、申し込みできますか？

A 4 避難指示が継続中の方は、現に居住することを条件に申し込みできます。

避難指示が継続中の方以外は、入居決定後に住民票を異動すること及び現に居住することを条件に申し込みできます。

Q 5 同居者に15歳までの子が2人以上いる子育て世帯が入居要件とありますが、上の子が15歳に達し、15歳までの子が1人になった場合には入居要件を満たさないことになりますか？

A 5 賃貸借契約締結時点で同居者に15歳までの子が2人以上いることを入居要件としますが、賃貸借契約締結以降は、最長、末子が15歳に達する日以降の最初の3月31日まで入居できます。ただし、賃貸借契約内容・規則等を遵守しない等の理由により、その期間よりも前であっても定期建物賃貸借契約を再契約しないことがあります。